

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 都市再生特別措置法の一部改正

一 歩行者ネットワーク協定の創設

1 都市再生緊急整備地域内又は二二の歩行者ネットワーク促進区域内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「歩行者ネットワーク協定」という。）を締結することができるものとする。

2 歩行者ネットワーク協定においては、歩行者ネットワーク協定の目的となる土地の区域及び経路の位置、経路の整備又は管理に関する事項等を定めるものとする。

3 歩行者ネットワーク協定は、市町村長の認可を受けなければならないものとする。

4 3の認可の公告のあった歩行者ネットワーク協定は、その公告のあった後において当該歩行者ネットワーク協定の区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

5 一の所有者以外に土地所有者等が存在しない場合、その所有者は、市町村長の認可を受けて、歩行

者ネットワーク協定を定めることができるものとする。

(第四章第四節及び第五章第五節関係)

二 都市再生整備計画の記載事項の追加

1 都市再生整備計画に、当該都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項を記載するものとする。

2 1の事項に、歩行者ネットワーク促進区域(都市再生整備計画の区域のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であつて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の土地の土地所有者等による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるものをいう。)及び当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができるものとする。

(第四十六条関係)

三 まちづくり交付金の交付に際して勘案すべき事項の追加

国が市町村に対し、都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、交付金を交付する際の勘案事項として、当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容を追加するものとする。

こと。

(第四十七条第二項関係)

四 都市再生整備推進法人による都市計画の決定等の提案制度の創設

都市再生整備計画に基づき整備される公共施設の管理等を行う都市再生整備推進法人は、市町村に対して、その管理等を適切に行うために必要な都市計画の決定又は変更を提案することができるとすること。

(第五十七条の二関係)

五 都市再生整備推進法人の業務の追加

都市再生整備推進法人の業務として、都市再生整備計画の区域内における公共施設等の整備に関する事業を施行し、又は当該事業に参加すること等を追加するものとする。

(第七十四条関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第二 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

一 都市再生整備推進法人又はまちづくり法人に係る無利子貸付制度の創設

国は、地方公共団体が、都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的と

する法人が施行する都市開発事業、公共施設等の整備に関する事業に要する費用に充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができるものとする。

(第一条第六項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の三及び五、第二並びに第三の三に関する規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等を定めるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第六条及び第七条関係)